

# 市町村バリアフリー基本構想等の 作成・見直しの促進

令和2年10月



# 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

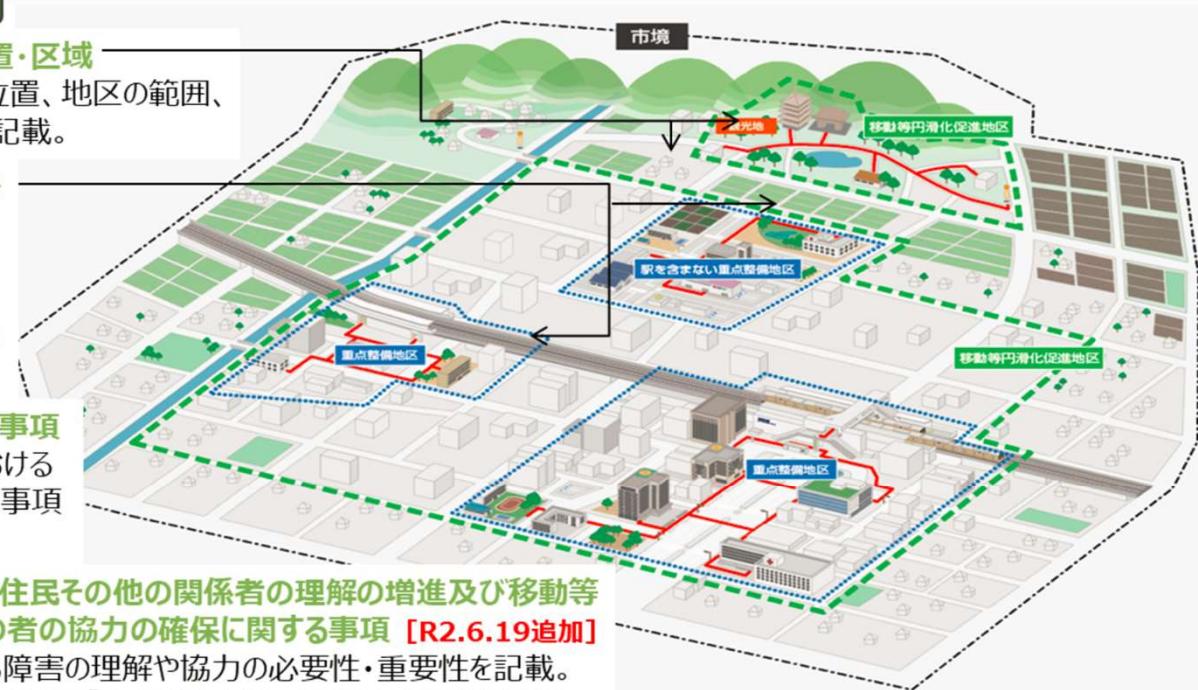
## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

## ○ 移動等円滑化促進地区

### ● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。



### ● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

### ● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

### ● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 [R2.6.19追加]

- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。

## ○ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

## ○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

# バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

## ○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

## ○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

## ○ 重点整備地区

### ● 重点整備地区の位置・区域

- ・ 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

### ● 生活関連施設・生活関連経路

- ・ 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

### ● 実施すべき特定事業に関する事項

#### [R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- ・ 事業内容
- ・ 対象施設
- ・ 事業者
- ・ 整備内容
- ・ 事業実施時期
- 等を記載。

### ● 移動等円滑化のために必要な事項

- ・ 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
- ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
- ☆ 交通手段の充実
- ☆ ソフト施策
- 等



# 府内のバリアフリー基本構想の現状

---

## 【基本構想の作成状況】

・33市町 作成率：76.7%（全国：16.9%）

136地区

旧法（交通バリアフリー法）に基づき作成：100地区

うち11地区は新法に基づき見直し

新法（バリアフリー法）に基づき作成：36地区

・未作成：10市町村

## 【鉄道駅に係る基本構想の作成状況】

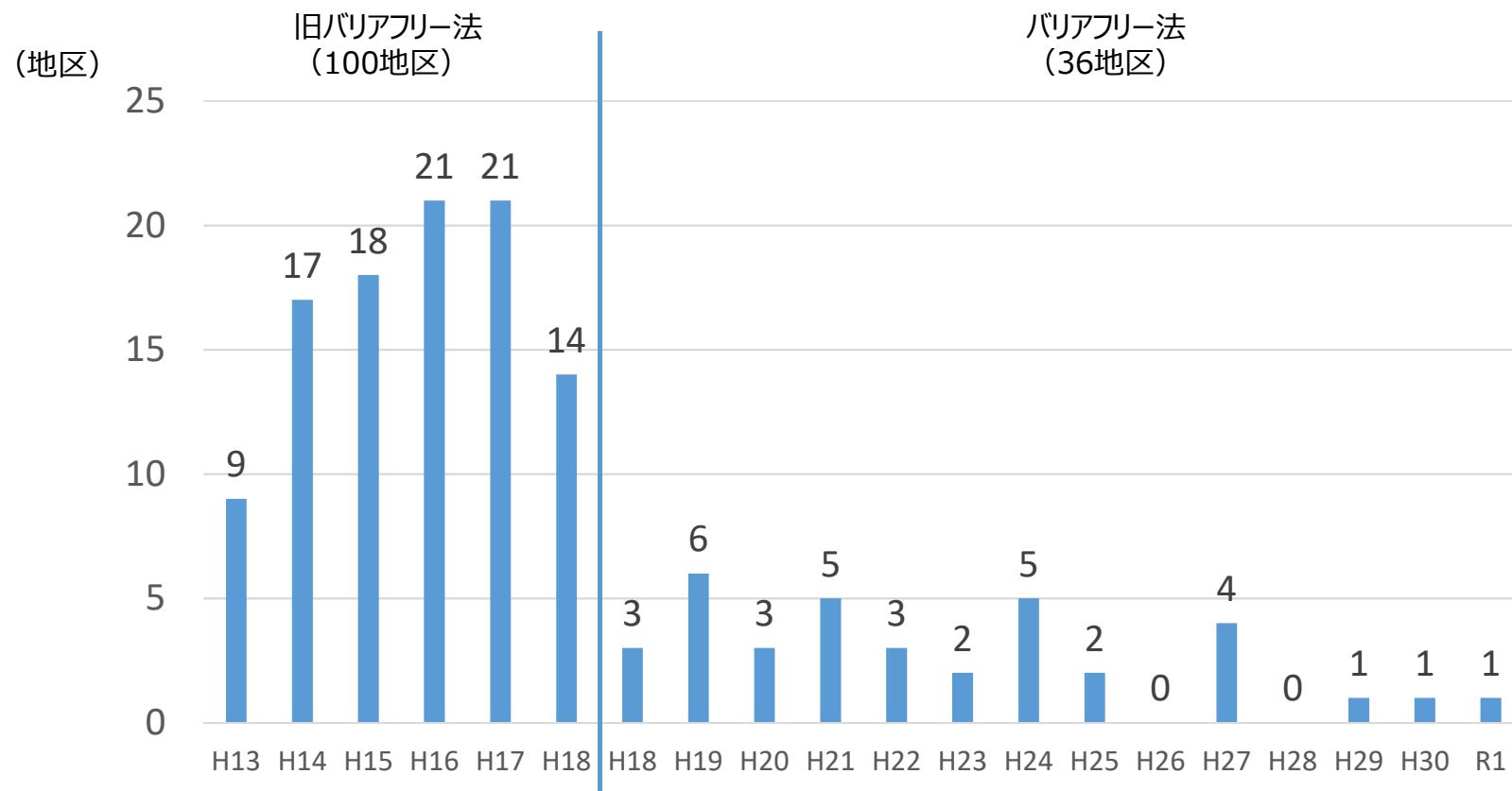
・205駅（内 府EV補助72駅） 作成率：205/518（39.6%）

・利用者数3千人以上／日の鉄道駅の基本構想作成率：204/433（47.1%）

（令和2（2020）年3月末現在）

## 【バリアフリー基本構想の年度別作成状況】

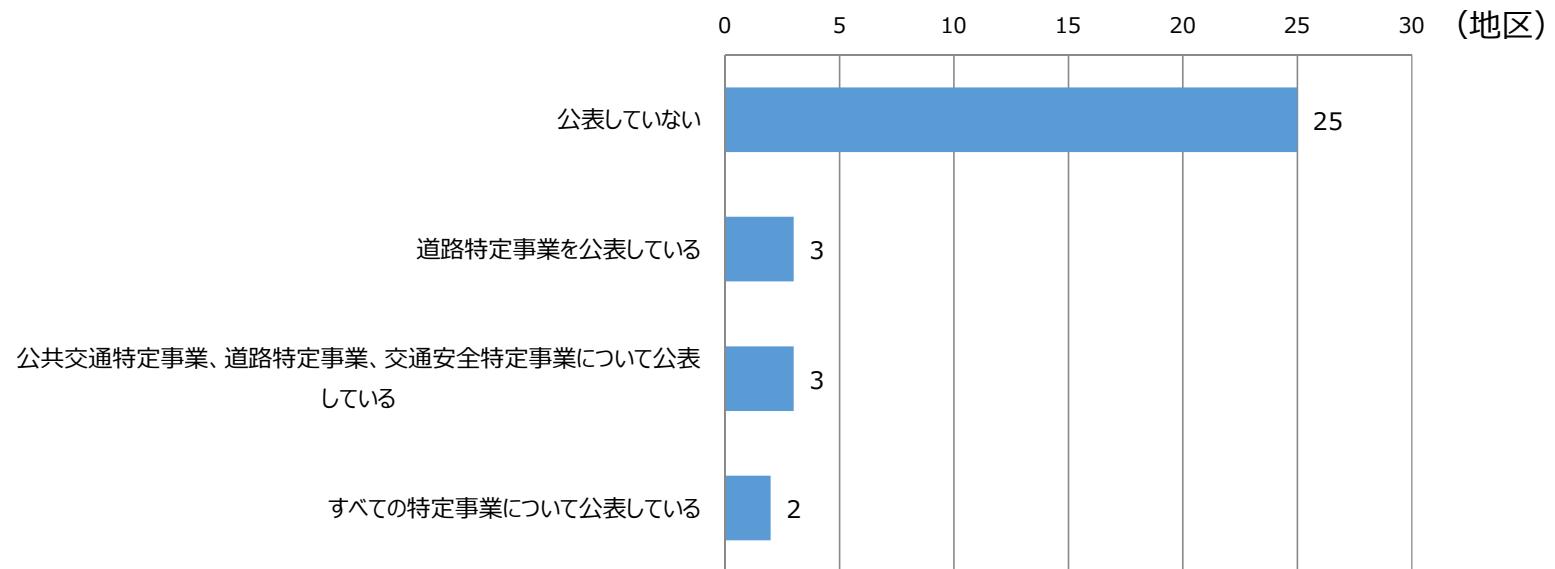
- ・旧法（交通バリアフリー法）作成の100地区のうち、新法への見直しは11地区
- ・新法（バリアフリー法）後の作成は、36地区



資料：大阪府（令和2（2020）年3月末現在）

## 【バリアフリー基本構想の進捗等の公表状況】

- ・基本構想に位置付けられている特定事業の進捗状況を公表している市町は8市で、  
25市町（7割以上）が公表していない。



資料：国土交通省調査（平成29（2017）年3月現在）

## 【バリアフリーマップの公表状況】

- ・基本構想を作成している33市町のうち、バリアフリーマップを公表している市町は6市。

	マップの名称	概要
豊中市	駅周辺の交通 バリアフリーマップ	バリアフリー経路の情報 交差点の写真と音響信号の方向の情報など
高槻市	高槻駅周辺 おでかけMAP	バリアフリー経路の情報 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
箕面市	箕面 バリアフリーガイド	車椅子対応のコミュニティバスの案内 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
東大阪市	ひがしおおさか e～まちまつپ	バリアフリー経路の情報 公共施設等のバリアフリー情報など
大東市	バリアフリーマップ	生活関連施設のバリアフリー情報 (段差の有無、エレベーター、トイレなど)
大阪市	バリアフリーマップ	バリアフリー経路の情報 多目的トイレの写真や情報など

資料：大阪府調査（令和2（2020）年3月末現在）

# 大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針の作成（平成31年3月）

## 【目的】

全ての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できるよう、更なるバリアフリー化に向け、市町村が基本構想等の作成・見直しを進めるために作成。

## 【位置付け】

都道府県の役割が強化されたバリアフリー法の改正や大阪府ユニバーサルデザイン推進指針等を踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すもの。

## 【目標】

1. 全市町村における基本構想等の作成・見直しに向けた取組みの促進
2. 利用者数3千人以上／日の鉄道駅のバリアフリー化の促進

## 【基本的な方向性】

1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
2. 当事者が参画した協議会における基本構想等の推進
3. ハード・ソフトの一体的な取組みの推進

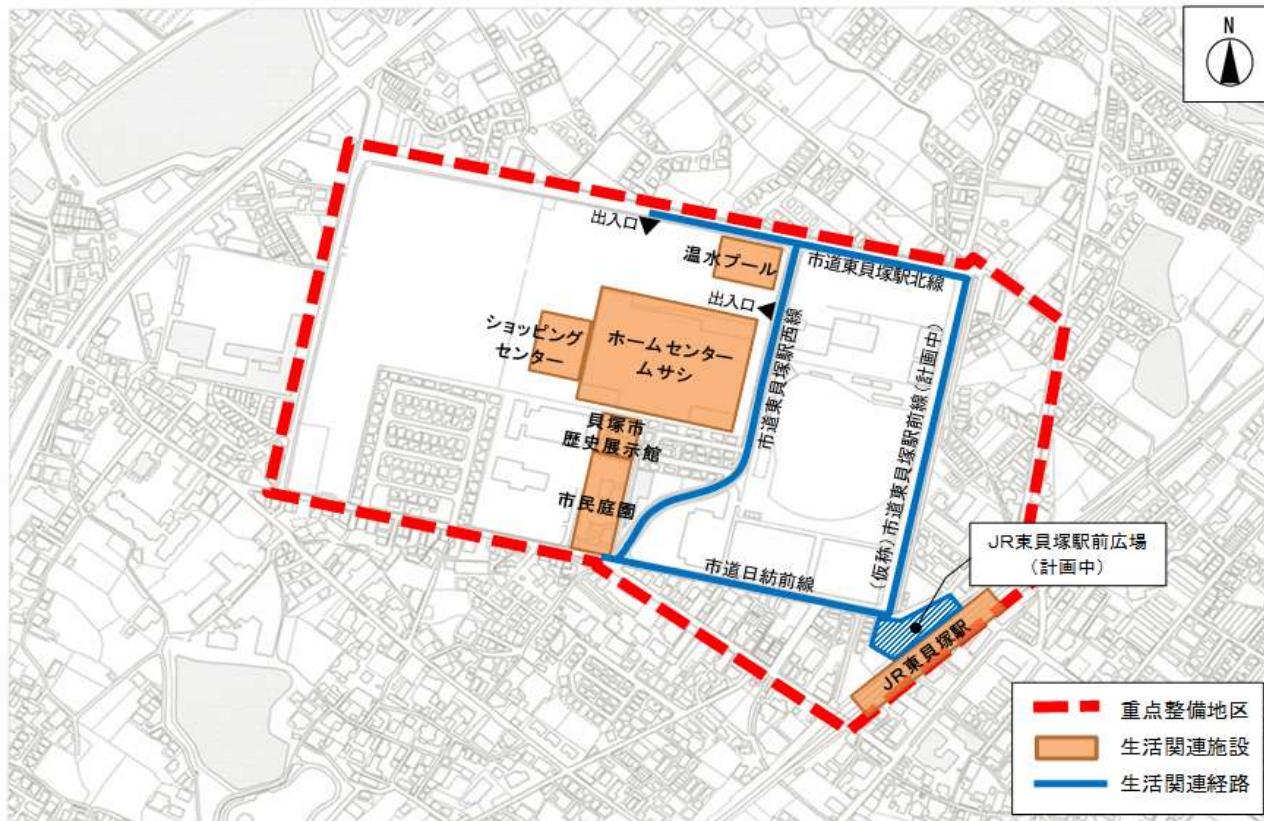
## 【大阪府の取組み】

1. 府域一元的なまちのバリアフリー情報の提供
2. 基本構想等の作成に係る広域的な視点からの助言・情報提供
3. 国や鉄道事業者等との協議・調整
4. 鉄道駅等の更なるバリアフリー化の検討

→ 大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針（R2.3）

# バリアフリー基本構想の作成事例

## 【鉄道駅周辺の基本構想】（貝塚市 JR東貝塚駅周辺地区）（令和2年3月）



### 〈公共交通特定事業〉（JR東貝塚駅）

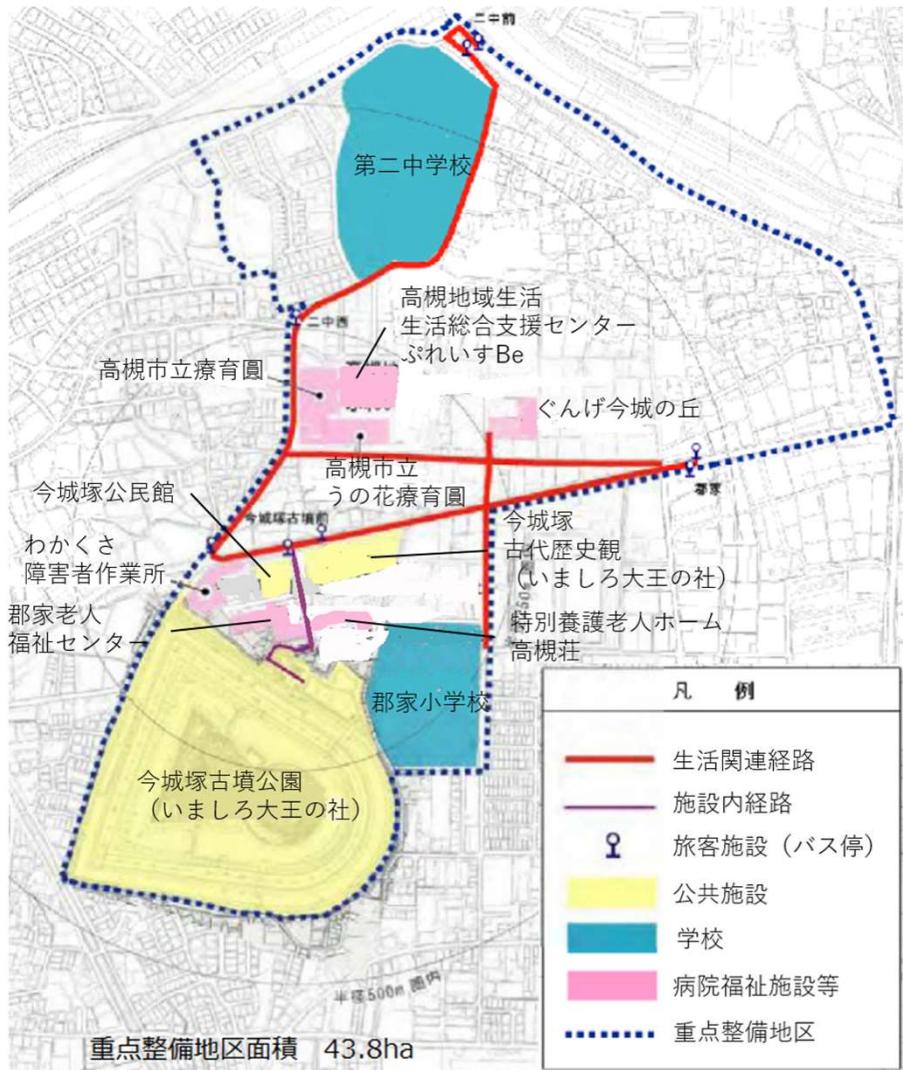
- ・改札口の設置
- ・エレベーターの設置
- ・駅構内ホームに内方線付点状ブロックを設置
- ・多目的トイレの設置 等

### 〈道路特定事業〉

- ・駅前広場の整備
- ・駅前広場へのアクセス道路の整備
- ・歩道へ点字誘導ブロックの設置 等

# バリアフリー基本構想の作成事例

【鉄道駅を含まない基本構想】(高槻市 郡家地区) (平成23年9月)



## 〈道路特定事業〉

- ・歩道改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・階段手すりの設置 等

## 〈建築物特定事業〉

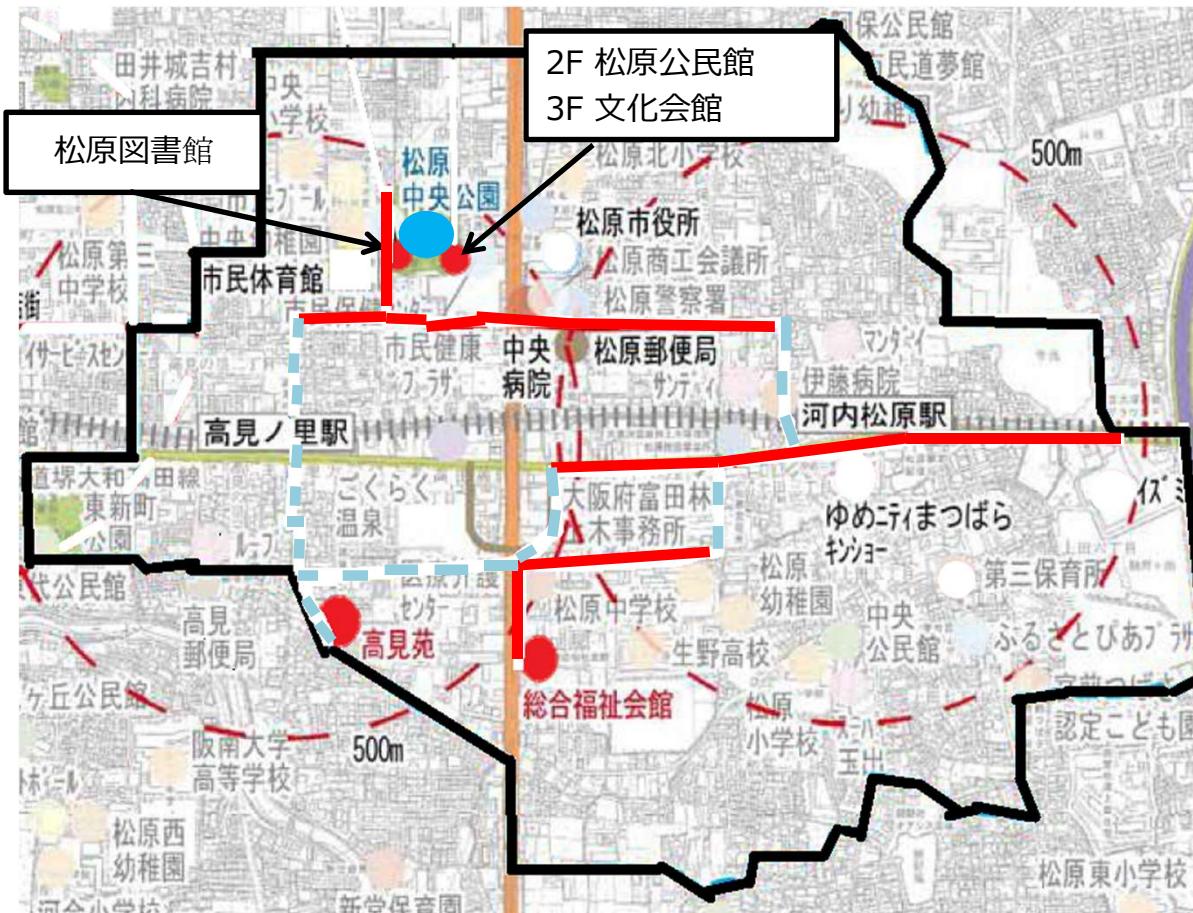
- ・オストメイト対応設備の設置
- ・身体障がい者用駐車場の設置
- ・エレベーターの改良
- ・ベビーチェア・ベッドの設置 等

## 〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置、改良
- ・信号の高齢者用延長ボタンの設置
- ・歩行横断時間の延長等の改良
- ・横断歩道の設置 等

## 【基本構想に一時避難場所と指定避難場所を生活関連施設に位置づけた事例】

(松原市 高見ノ里、河内松原駅周辺地区) (平成25年3月)



### 〈道路特定事業〉

- ・歩道設置
- ・歩道改良
- ・視覚障がい者誘導ブロック
- ・案内標識の設置 等

### 〈建築物特定事業〉

- ・案内板の設置
- ・階段の手すり設置
- ・トイレの改善
- ・エレベーター設置の検討 等

### 〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置

### 〈都市公園特定事業〉

- ・ガイドラインに準じた整備

# 大阪府バリアフリー基本構想等の作成実績及び予定

---

## 【令和元年度】

マスタープラン（移動等円滑化促進方針）	池田市（作成継続）
バリアフリー基本構想	岸和田市（見直し継続）、貝塚市

## 【令和2年度】

マスタープラン（移動等円滑化促進方針）	堺市、豊中市（作成継続）、池田市
バリアフリー基本構想	岸和田市、四條畷市